

平成 2 3 年第 1 回大台町議会定例会会議録（第 2 号）

1. 招集の年月日

平成 2 3 年 3 月 7 日（月）

2. 招 集 の 場 所

大台町議会議場

3. 開 会

3 月 9 日（水）

4. 応 招 議 員

1 番	堀 江 洋 子 君	2 番	廣 田 幸 照 君
3 番	山 本 勝 征 君	4 番	小 林 保 男 君
5 番	大 西 慶 治 君	6 番	直 江 修 市 君
7 番	元 坂 正 人 君	9 番	村 田 侑 康 君
1 0 番	小 野 恵 司 君	1 1 番	前 田 正 勝 君
1 2 番	中 西 康 雄 君	1 3 番	上 岡 國 彦 君
1 4 番	伊 藤 勇 三 郎 君		

5. 不 応 招 議 員

な し

6. 出 席 議 員 数

1 3 名

7. 欠 席 議 員

な し

8. 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上武義君	副 町 長	余谷道義君
教 育 長	村田文廣君	総 務 課 長	上瀬勉史君
会 計 管 理 者	高西立八君	企 画 課 長	東 久生君
町民福祉課長	磯田諄二君	健康ほけん課長	大滝安浩君
税 務 課 長	立井靖樹君	教 育 課 長	鈴木 恒君
生活環境課長	鈴木好喜君	産 業 課 長	野呂泰道君
建 設 課 長	高松淳夫君	報徳病院事務長	尾上 薫君
総 合 支 所 長	谷口俊彦君	大杉谷出張所長	寺添幸男君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山幸也君	同 書 記	北村安子君
--------	-------	-------	-------

10. 議事日程

日程第1 一般質問

(第2号の追加1)

日程第1 議案第3号 「大台町町道路線の変更について訂正の件」

(第2号の追加2)

日程第2 議案第24号 「平成23年度大台町一般会計予算訂正の件」

再開の宣告

(午前 9 時 0 0 分)

○議長（大西慶治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから平成 23 年第 1 回大台町議会を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

一般質問 (2 番 廣田幸照議員)

○議長（大西慶治君） 日程第 1 一般質問を行います。

通告の順に発言を許します。

通告順 4 番、廣田幸照議員の一般質問を行いますので、廣田幸照議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 4 番、廣田幸照議員の発言を許可します。

廣田議員。

○2 番（廣田幸照君） おはようございます。議席番号 2 番 廣田幸照でございます。

本日は 2 点、質問を申し上げます。第 1 に、町有地であります藺井の工業用地の売却について、お尋ねをいたしたいと思います。大台町大字弥起井字藺井 279 番の 1 に存在します町有地、4300.63 平方 m を町内の O 縫工所に売却した点についての質問でございます。

この土地は、故千原町長の時代、平成 10 年ごろと聞いておりますが、大宮町の山林家 Y 氏が所有していたものを、工業用地として開発する目的で、上三瀬の町有山林の一部と等価交換したという経緯がございます。Y 氏山林は実測 6470 平米あり、平米当たり 4404 円と評価しました。2849 万 388

0円でございます。さらに上に立っている木、立木は407万8833円とし、合わせて3257万2713円を上三瀬地内にあった町有林の一部を分割して、等価交換したものでございました。

今回、町内事業所より売却依頼があり、不動産鑑定士により鑑定評価し、山林部分を除く平坦地3550平米を、単価5300円、坪当たりいたしますと1万7490円となります。この単価5300円としたものでございます。大台町は最低売却価格を2279万3339円といたしました。そして入札公告を出し唯一入札に応じた〇社が6661円上回る2280万円で落札し、売買契約を結んだものと聞いております。

さて1点目の質問でございます。この町有地を取得した目的を聞きたいと思っております。記録によれば低熟成度宅地見込み地となっておりますが、聞くところによると当初三瀬谷木材市場、この庁舎の裏手にございます。JR三瀬谷駅との間の挟まれたところにありますが、ここで開業しておりました三瀬谷木材市場がそっちのほうに移転をすると。その用地として旧大台町がY氏及び周辺の山林所有者から購入したと聞いております。

2点目でございます。適正な価格を得るために、不動産鑑定士による鑑定をいたしました。鑑定評価書によれば、ここに鑑定評価書の写しをいただいておりますけども、環境条件において簡易水道を引き込んでの水道利用は困難と記載されております。この鑑定評価書を2、3の不動産会社に問い合わせ聞いてみましたら、無水道地であると。こういうふうな記載だというふうにお聞きいたしました。無水道地としての評価と解してよろしいかどうか。これが2点目でございます。

3点目には、全員協議会でも平成23年3月末までに水道水を供給しなければいけないんだということで、ここは水道の給水範囲外でございましたので、条例を改正して旧宮川村の水道施設、東部簡水の供給範囲を菌井地区まで拡大いたしまして、その上で昨年12月に行われました三瀬谷地区統合水道工事の際、250ミリ本管に沿わせる形で、75ミリ管を敷設して工業用地まで給水

できる形にいたしました。分岐したところは下真手の多度橋というところから
でございまして、総延長は1495m、予算は950万円というふうになって
おりました。実際にいかほどかかったのか、お示しをいただきたいと思います。
また工業用地を取り囲む形の管理道路も付けることになっておりました。幅員
3m、延長200mというふうに聞いておりますが、幾らの予算で施工なされ
るおつもりであるのかと。

5点目でございます。1800万円をかけて工業用地として造成し、430
0平米を今回売却いたしました。残り3000平米がさらに売却できることに
なります。しかし現時点で計算しまして、2280万円の売却収入に対して、
投資する町費はいかほどになりますか。

以上、5点についてご質問を申し上げます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、菌井工業用地の売却についてお答えをいた
します。

まず1点目の町有地として取得した目的についてでございますが、平成7年
ごろに旧大台町におきまして、JR三瀬谷駅周辺の開発計画がございまして、
これに伴い現在の役場庁舎裏の三瀬谷木材所有の土地が必要であったことから、
三瀬谷木材の移転先として、弥起井菌井の土地を交換目的として取得をいたし
ました。

しかし、その後、三瀬谷木材の移転が中止となったことから、該当の土地に
つきましては、平成13年度に工場立地法に基づく工場適地に指定し、企業誘
致を目的とした土地として位置づけてまいりました。

2点目の鑑定評価書によれば、簡易水道を引き込んでの水道利用は困難と記
載されており、無水道地としての評価と解してよいかについてでございますが、
鑑定評価書としては前面県道沿いに上水道管は埋設されているが、管径が小さ
いため現状では、簡易水道を引き込んでの水道利用は実質上困難であるとの判
定でございます。

3点目の三瀬谷地区統合簡易水道工事に合わせて行いました、配水管敷設の工事費についてでございますか、下真手の多度橋から弥起井藺井まで延長で1598m、予算額で951万3000円で施工いたしました。完成後の精算延長は1602m、工事精算額は885万5700円でございます。

4点目の工業用地を取り囲む管理道路の予算についてでございますが、平成22年度の9月議会において、売却用地に隣接する土地の造成、排水路整備及び山林管理用道路の整備にかかる工場適地造成工事1800万円を補正予算の措置をしていただきまして、入札により1418万2500円で工事請負契約を締結し、現在工事を施工中でございます。

5点目の残り3000平米に投資する町費についてでございますが、4点目のご質問でお答えしました売却用地に隣接する土地の造成工事、1418万2500円とその測量設計委託料204万9600円、現時点で合わせて1622万9850円の町費を投入いたしております。

また3点目のご質問にお答えしました配水管敷設工事885万6000円につきましては、弥起井藺井地内が簡易水道未普及地域であったため、東部簡易水道給水地域を拡張したものでございますが、三瀬谷地区簡易水道統合整備事業に伴う工事と合わせて実施したことによりまして、工事費を抑えることができましたので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 廣田議員。

○2番（廣田幸照君） 5点にわたってご答弁いただきました。

ところがですね、全員協議会のところでも申し上げましたが、旧大台町の地内で、藺井地区と同様水道水が給水されていないところがございます。旧大台町大字下三瀬字坂瀬にある一般民家、宗教施設、自動車修理工場などが含まれる地域でございます。この方々にお聞きをしたことがございます。給水をしてほしいというふうに町に申し出たところ、お一方は2000万円程度かかるというふうに言われて断念した。もうお一方は240万円ほどかかると言われて、これも断念した。そして井戸を掘り、自家水道で賄っていると。ただ水質検査

を行いますと、動物のフンなんかの影響だと思うんですが、大腸菌が含まれているということで、必ずしもきれいな水ではないということであります。この菌井の工業用地は当初説明を受けた時は、３月末までに水道を引かなければいけないんだということで、鑑定評価書によれば、無水道地だということになる。

その給水範囲を拡大して、条例を変えて給水範囲を拡大して、今申されまして８８５万５７００円でもって、敷設をしていくと。一方では給水範囲外であるから２０００万円、あるいは２４０万円の負担をお願いしなければいけないと言われて断念せざるをえない。このような差をどのように説明なさるのか。当該町民の納得できるようにご説明をいただきたいと思います。

２点目に鑑定評価書では、水道給水施設がないとの評価書でございます。弥起井の方から１３ミリとか２７ミリとかいいますかね、簡易にもってきて、今建設機械のリース会社のところまで、水を引っ張ったようでございますけれども、鑑定評価書ではあくまでも無水道地ということであります。

この無水道地の場合はやはり不動産鑑定価格が下がるわけですね。値打ちがないということです。もし町が水道を引き込んで、その工業用地のところまで給水できる体制をしたら、これは明らかに水道の給水が可能になるわけです。可能になっているわけです。鑑定評価では無水道地帯ながら、実際には水道水が供給できる体制であると。これはやはり価値が上がっているわけです。だから、給水施設の敷設工事８８５万円余りを受益者負担として、請求すべきではないかと、こういうふうに考えますが、いかがでございますか。

先ほど１４００万円ほどで１４１８万円＋設計委託料２０４万円、１６２２万円でもって工事をしたんだということで、残り３０００平米があるわけですが、鑑定価格の単価５３００円で売却するとしまして、今回の売却収入に加えますと、町有財産の売り払い収入は３８７０万円となるわけです。一方支出経費は水道施設費の８５５万円、造成費の１６００万円、合わせますとちょっと私の計算が道路工事費も含まれておるわけですが、２６５０万円程度ですか、それよりも２００万円下がります。２４００万円ぐらいになります。

平成10年2849万3880円で取得した土地で、1400万円程度で売り払うということに、単純計算ではなるわけです。今、地価がこの当時より随分下がっておりますが、経済情勢の変化とは言え、町民の皆さんに言わば損切りをしたと、これだけ損をして売るんだと。これはなぜだということを説明する必要があると思うんですね。経済情勢が下がっていくんですから、これはいつまでも持っていかなのだ、売るんだと、欲しい人があれば売りたいんだという気持ちはよくわかりますが、それはやはりこんなことを狙って、これだけ損するけれども、将来的にこれだけになるんだということを、きちんと説明する必要があると思うんですが、いかがでございましょうか、3点にわたって再質問いたします。

すいません。もう一つ再質問ございます。さらに一昨日、平成23年度の町長施政方針及び主要事項説明の中で、公有財産購入費が3387万円と述べられました。一つは栃原のほうに購入する配水池をつくる用地ですね、もう一つは三瀬谷地区の統合簡易水道の浄水場です。この浄水場の用地費として2652万3315平米が予定されております。これは先ほどの藺井の工業団地よりも100m弱ですね、上手にありますこれもやはり町有地、これは町の開発基金で取得しているところでありまして、平米単価が8000円、坪単価に直しますと2万6400円となります。

100mぐらいしか離れていない、同じ町有地でありながら、片方は平米単価4400円ぐらい、片方は8000円ということで、これも平米8000円の値打ちがあるところ、4404円ぐらいで売り払ったということになるんじゃないかなというふうにも考えられるわけなんです、この辺についてもお願いしたいと思います。4点の再質問でございます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） まず旧大台町の中で、この下三瀬地内での水道敷設のことなんですが、この部分とそれから工場立地をしたところを、工場立地のほうについては町が負担をし、そしてまた下三瀬地内の部分については、個人負

担でやるということでは、非常に不公平ではないかと、こういう趣旨のご質問だと思います。

これについては、この１点目の質問でも答えしたんですが、〇社に売却をしたその土地については、町はその工場立地法の規定によって、その工場適地に指定した起業することを目的とした土地ということで、ようやく誘致を図れることができたことになったものでございます。

本年の夏ごろには新工場が操業される予定ということで、現在その建築工事にかかられているようでございます。そういうことで、雇用の創出なりあるいは定住の促進、税収の増加というようなことで、地域産業の活性化につなげていきたいという、長年の旧大台町からの願いと言いますか、思いがここにきて、ようやく実ってきたと、こういうことでございます。

こういう位置づけでございますことから、町におきましては、この三瀬谷地区の統合整備事業に伴いまして、その工事と合わせて安価な方法で、この水道管を敷設をしてきたということで、立地企業のインフラの整備を支援したところでもございます。

県内では企業誘致を推進するために、土地の造成工事やら工業用水、あるいは水道整備などのインフラの先行投資、こういったことが多くやられているようです。立地企業に対して土地取得費の一部の助成やら、あるいは固定資産税の納付額を助成するというようなことで、支援する市町もあります。

また県におきましても、設備投資への補助制度など優遇措置を設けながら、企業誘致を推進をされているところでもございます。本町におきましては、過疎地域に指定をされておりますことから、過疎自立促進特別措置法に基づいて、固定資産税の３年間課税免除の優遇措置、これがございます。これだけでございますので、他の市町が設けている助成制度も参考にしながら、支援策の創設も今後検討していかならんのではないかなと、こう思っているところでございます。そういうことで一つ１点ご理解をいただきたいと思います。

また、この水道の負担をさせないかなやないかと、こういうようなことでも

ございまして、いわゆる８８５万６０００円ほどについては、引き込み代ということで負担させなあかんやないかと、こういうようなこととありますが、この先ほども申し上げたようなことなんです、簡易水道が整備されていた場合、〇社に売却した土地の評価額ですな、評価額、そういうことで、この８８５万６０００円については、先ほど申し上げたような形で、町がこの企業の誘致をしていくということで、後々におけるメリットも出てくるものと、こういうこととあります。

ここの負担させるべきということで、先ほど申し上げたように、これは企業を誘致しておきながら、そのインフラがないということでは、企業は立地できないということでの一つの基盤整備ということで、一つご理解いただきたいとします。

それから残り３０００平米の部分につきまして、これから今も整備をしているところなんです、町民の皆さんにご負担をかけておるやないかと、こういうようなこととあります。それをどのように説明するのかなと、こういうようなこととありますが、この部分はやはり単価で多少その違いはあるのかなと、ちょっと数字的にはちょっと詳しくは申し上げることはできませんが、ゆくゆくはやはり雇用の創設なり、税収なり、そういったようなのが当然出てきますので、それは損金ということにはならんやないかなと思っております。

それから、ちょっと戻りますけども、個人負担の部分としては、旧宮川でも大台でもそうなんですけれども、いわゆる本管を引きますよと。引いた後の屋敷に引っ張る部分については、自分でやってください。これは原則ですと来ております。水道メーターまでは、個人負担でやっていただくんですが、その後の管理は町が行いますと、こういうような形で来ております。やはり本管を引いていく必要があるだろうと思うんです。今回は下三瀬の部分につきましては、その水道の本管が来ていないというふうなこともあり、一般民家なりそういったような方々が家を建てられて引いてくれとなると、それこそ数百万も必要になるとか、１０００万円、２０００万円必要になるかという、こういうケ

ースになりますので、むやみやたらに建てられても、例えば山の奥に建てられても、それじゃもっていかないかんのかな、町がもっていかないかんのかなというふうなことになりますんで、そこら辺はやはり水道の給水計画上、そこら辺のルールに基づいてやっていかないかん。

今回ようやくこのオール大台町ということで、水道を整備しましたということで、そこら辺も一緒に給水計画の中で組み込んで、対応できるようにしてきたというようなことでございますので、その点は一つご理解いただきたいと思っています。

それから公有財産購入費への3380万円とかいうふうなことで、説明申し上げたような部分ですが、これ三瀬谷浄水場の部分ですね、この100m離れたところの単価は、これも少しちょっと数字として、詳しく申し上げることはできませんので、大変申しわけないんですけども、これは適正な評価をもとにして、これも買わしていただかんらんというふうに思っておりますが、8千幾らの部分については、基金からの買い取りということで、当時の金額での価格というふうなことでございます。

今回はこういうような買い取りする場合は、土地の購入については不動産の鑑定による、実勢価格によるとか、そういうような形で購入をさせていただかんらんと、その差額でございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 廣田議員。

○2番（廣田幸照君） 無水道地に水道を給水して、850万円余かかったということで、これは大局的あるいは将来的なことを考えてというふうなことでございました。

雇用、定住の確保、あるいは税収の増加ということを願ったと。また残りの3000平米につきましても、さらに他の企業が進出することを期待するということでございますが、この〇社の従業員は内容はよくわかりませんですけども、中国人研修生をかなりたくさん使っていてということで、町内の雇用、定

住にはなかなか結びつかない部分もあるように伺っておりますが、それは今後の発展に期待をいたしたいと思います。

問題点は二つあるんですね。一つは鑑定評価書はどうなんだろうかなというふうに、まず一番基礎から疑ってかかります。売りたい町側と買いたい民間の事業所、そして応札は1者、相対取引にも似た取引になったわけですね。

鑑定評価をしていただくというのは、非常に中立的な妥当な評価を得られるというふうに、どうも錯覚しがちなんですけども、記憶に新しいのは簡保の宿を売却する際の価格設定の時、その当時は民営化前の日本郵政公社でしたけども、この価格は高いから221億円という、それを何とか鑑定評価を変えてほしいということを、内々にしたというふうに言われてますけども、それが1週間くらいで97億円になったわけですね。町もひょっとしたら、先ほど町長が申しされたように、将来的に大局的に考えて、ここへ何とか工業用地、事業所を誘致したいんだと、少し鑑定評価を考えてもらえんやろかというふうなことを、示唆したんじゃないかなと、こういうふうなことも考えられる。

私、直接鑑定事務所のほうに問い合わせをかけまして、そうしたらちょっとそれは発注者を交えた中で、話をさせていただかないといけませんと。これは守秘義務のところもあるんかもわかりません。そういうふうなことでございまして、恣意的な意向がなかったという疑念は、私のほうではちょっと拭えてないんです。

先ほどの水道施設費につきましては、これも本当に当該の方が納得をされるのかどうか、工業立地法による誘致によりますもんですからということで、給水施設を整備するのは、そういうふうな誘致に伴う経費なんだというふうに理解していただいたと。これはやはり丁寧に説明をする必要があるかと思いますが、その辺、簡略にご説明いただければ、ありがたい。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） この操業、5月、7月ごろになるんだろうと思いますが、それ以降ですね、町内かどこかよくわかりませんが、3名ほど採用される

という話も漏れ伝わっております。そういうようなことで、今後のできればその町内の中で、採用をしていただけると大変ありがたいなと、こう思っているところでもございます。

それから鑑定評価の正当性なんですけど、これは我々としてもここに頼らざるをえないという考え方でおります。いうことで、その三重県の知事の認可を得たその鑑定評価人と、こういうようなことで、そこを信頼してかからなければ、どこを信頼して金額を出したらいいのというふうなことになりますんで、これは疑ってもらうことも私ちょっと心外なんですけれども、こちらが恣意的に何とかもうちょっと来てもらわなならんのやで、安いしてやってくれというようなことで言った覚えは全然ございませんし、私自身もそんなようなことを毛頭考えるような人間ではございませんし、ましてや課長以下その担当もですね、そのようなことを示唆するというようなことは、もう絶対ないということ、もう断言できるわけでもございます。

そういうことで真摯にこの数字は出していただいているということで、断言をしておきたいというふうに思っているところでございます。したがって、そういうような示唆したようなことも、一切ございませんし、廣田議員さんがその鑑定評価人のところに赴いて、いろいろお聞きになられたんだろうと思いますが、それは当然こちらの、こういうような話があったよ、伝えてよろしいんですか、どうですかというように、発注側に聞いてみなければと、こういうことになっただろうというふうに思います。

そういうことで、それに関わる経費ということで、当然町が負担と、こういうようなことでございますが、これは約半分ほどこの〇社が購入いただいたということなんです、今度まだ3000平米ほど残っております。そういうようなことで、この水道経費もいつ来るかわからんのにというふうなこともありまますから、そちらのほうの当然廣田さんの話でいけば、幾分かは面積とかそんなのに応じて、その800数十万もそこに負担させて、また次に立地する企業に負担させてと、こういうふうな論法になるんだろうと思いますが、それでは

いつ来るかわからない。基本的にはやはりそのインフラというふうなことで、

当然町がやっていくべきというふうなことで考えているところでございます。

そういうことで、数的にきちっと申し上げられることは、ちょっとできませんので、大変申しわけないんですが、そういう基本的な考え方で臨んでおるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） 廣田議員。

○2番（廣田幸照君） それでは、通告の2点目の大台町の農業の明日をお尋ねいたします。ここに移ります。

昨年9月ですね、大台町の過疎地域自立促進計画というのが審議をされました。これは平成22年度から平成27年度にわたる計画でございまして、それに伴う参考資料もございます。

農業の現況、この中では農業の現況を農地の整備、茶業、水田耕作、畜産にわけて分析して、問題点をAからFの6項目、その対策をAからJの10項目にわたって記述をされております。

時あたかも、ちょうど10月でございましたが、政府民主党はTPP、環太平洋連携協定の参加に向けて動きだしました。これに対して農水省は国内農業が大打撃を受け、農林水産物の生産額が毎年4.5兆円減るだろうというふうに試算をいたしました。自給率はカロリーベースで現在の40%より、さらに割り込み14%まで落ち込むんじゃないかと危機感を表明いたしました。

一方経済界は、TPPを積極的に推進してほしいということでございまして、内閣府が試算したところでは、TPPに参加しなければ、2020年時点で国内総生産が10.5兆円減ると、こういうふうに申しております。

そこで、まず1点目ですけれども、TPP参加は遅かれ早かれ避けては通れない問題ではないか。こういうふうに主張する有識者がおるわけですが、町長のご見解はいかがでしょうか。

2点目です。その時、大台町の農業は存続できるのか。この質問は大きな愚

問であろうと思うんです。存続しなければいけませんし、そのためにはあらゆる施策を講じなければならないと考えるわけです。今議会でも大台町議会として、議員発議の意見書を提出して、T P P 参加に反対する意見書を全員の賛成でもって採択いたしました。これについても町長のご見解を伺いたいと思います。

3 点目でございますが、1 番目、2 番目の設問については、町長も私も議員の皆さんもその思いを一にすることであるというふうに信じております。そこで質問を自立促進計画に記述されている水田耕作の問題点とその対策について、詳しく行政の方向性をお聞きしたいと思うんです。

その一つ、これは3 点目の質問になりますけども、記述の中に経営規模が零細であり、小区画なほ場が多く、生産性が上がらないと指摘しています。その対策として、農業生産基盤整備を促進し、経営規模拡大を支援して、担い手組織や生産組織の法人化を推進し、経営基盤を強化するというふうに、この中では記述されております。基盤整備についての行政の方向をお示しいただきたいと、こう思います。

4 点目に担い手組織及び生産組織の法人化の方策は、どのようなものと考えておられるのでしょうか。平成22 年度から始まりました第3 次の中山間直接支払い制度では、担い手組織は集落単位でもいいと明記されております。生産組織はまた別のものであるというふうに解釈できます。それぞれについてご説明をいただけたらありがたいと思います。

5 点目でございます。やはり問題点として、高齢化、後継者不足があげられております。そしてその対策として、担い手組織、集落営農組織を活用した農地保全システムの確立というふうに記述されておりますけども、農地保全システムとはどういうものであるか、ご説明をいただけたらありがたい。

6 点目、農産物の販売促進の手法は流通ルートが確立していない現状、これを指摘してその対策として、安心安全な農作物や無農薬栽培による高付加価値農業を目指すと記述しています。またインターネットを利用した産直などによ

る販路拡大ということも記述されております。現在の具体的な取り組み事例とその実績をお聞かせいただきたい。

7 点目でございますが、大台町全域の農業を T P P による海外からの安い農産物の攻勢に耐えられるよう、今から準備する必要があるかと思います。過疎自立促進計画の参考資料には基盤整備のみ上げられております。その対策の B 以下 J に記述されているものについて、実施のプログラムを町民の皆さん方に示していただく必要があるんじゃないかなと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、大台町の農業の明日についてお答えをいたします。

まず 1 点目の T P P 参加に対しての私の見解でございますが、この T P P とは太平洋周辺地域の国々が参加して、自由貿易圏をつくろうという構想でございます。T P P は既にニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリなどの 4 カ国で行われておりまして、これに加えて昨年 1 1 月にアメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルーなど 5 カ国が参加の意思を表明しております。

政府は昨年 1 0 月に参加検討を表明しておりますが、米を始めとする国内の農業は、壊滅的な打撃を受けるとして反発をする声も上がっております。T P P は加盟国間で取引されるすべての品目について、関税の減免撤廃を原則とするため、日本の農林水産業を崩壊させ、食料の安定供給を揺るがす恐れがあるにもかかわらず、現場の声を一切聞かずに T P P への参加検討を表明したことは、民意を全く無視したものであり撤回を求めるものであります。今後とも国に対し T P P の参加検討ではなく、将来を見据え海外とも競争できる農林業を早急に確立するための施策を樹立するよう、強く求めていきたいと考えております。

2 点目の農業の存続に対しての施策についてでございますが、日本が T P P

への参加を表明した場合、町の中でも小規模で自給的農家については、影響が少ないと思われますが、米の販売農家や茶、畜産農家につきましては、影響は避けられないものと考えております。その際には、三重県を始めとする関係機関や農業関係団体と連携を図り、情勢にあわせた施策を検討する必要もあると考えております。

なお3月7日に、T P P 参加に反対する意見書が全会一致で採択されたことを了とするものでございます。

3点目の自立促進計画に基づきまして、今後の基盤整備のあり方についてでございますが、大台町の農業経営規模であります農家1戸当たりの経営耕地面積は0.45ヘクタール、ほ場整備済面積は181ヘクタール、整備率で約35%となっております。小区画で不整形なほ場が多く、農業用排水施設におきましては、老朽化が進み維持管理に多大な労力を要している状況にあります。このことを踏まえ、今後農地を保全し、農業を推進していく上では、認定農業者等の経営規模拡大を支援し、担い手組織や生産組織の法人化を推進するとともに、農地の集積化による経営基盤の強化を図る必要があります。そのためにも農業生産基盤整備は不可欠であり、営農環境の改善のため県営中山間地域総合整備事業等により基盤整備を推進いたしているところであります。

4点目の担い手組織及び生産組織の法人化の方策についてでございますが、本町の農業の担い手の大多数は高齢者であり、担い手不足の解消は将来の農業経営を維持していくための大きな課題であると認識をいたしております。効率のよい農業経営を行うためには、農業機械の共同化や作付け及び収穫作業を受託する組織強化が必要と考えております。

法人化とはその組織が経理や営農計画を一本化して、効率のよい農業経営をしていく組織であると考えております。また集積され連担化された農地を有効利用し、最終的には生産だけでなく、加工や販売までを一体行なって農業経営が理想の法人化であると考えているところでもございます。

5点目の高齢化、後継者不足の対策として、担い手組織、集落営農組織を活

用した農地保全システムについてでございますが、中山間地域の農地保全につきましては、農産物価格低迷による収益性の低下や地域の過疎化、担い手の高齢化等により極めて困難な状況にあります。町でも一部宅地等への転用がありますものの農地減少は、国政レベルでとらえれば、食糧安全保障の基盤条件弱体化につながる可能性が指摘されております。

また耕作放棄地が増加することは、農地の持つ多面的機能、例えば洪水調整等の国土保全効果が多様な生態系の維持、また自然環境の保護に悪影響を与えます。そこで担い手組織や集落営農組織に農地を集積し、農業機械の共同利用等によって、高効率の農業経営を確立していくことが、町の農業を支える仕組み、システムであると考えております。

6点目の高付加価値農業を目指すための産直などの販路拡大の具体的取り組みについてでございますが、健康指向や環境指向の高まりとともに、オーガニックという言葉に言い表されているように、安心安全な農産物は人気があり、近年は農業施策でも有機農業に対する認定や優遇措置が図られています。町内において有機農業により作物生産を行い、インターネットによる販売をされている農業者もございます。また観光協会ではネットショップを開設し、米や茶などの協会の産品を販売しております。町として地元の産品をPRしていく必要は大いにありますが、生産販売は基本的には個々の生産者が行っていくものでありまして、魅力ある農産物、またその加工品の創作意欲を高める機会づくりを、町や観光協会、関係機関と協働して取り組んでまいりたいと考えております。

7点目の過疎地域自立促進計画の基盤整備に対する今後の実施プログラムについてでございますが、町としての農業振興対策といたしましては、農業生産基盤整備、担い手組織の確立、高付加価値農業と販路開拓、畜産業の保護及び継続、そして特産茶の消費拡大と栽培の効率化、フキの栽培推進、それから効果的な獣害対策、遊休農地の利活用、新規就農者に対するの支援対策、6次産業化の推進の10項目に取り組むこととし、それぞれの対策の推進状況につい

ては、さまざまでございますか、関係者の方々を巻き込みながら、進めさせて
いただいております。

対策の中で、担い手組織、集落営農組織等を活用した農地保全につきまして
は、それぞれの地域がどのような取り組みを行っていくかを、町と協力して進
めていくのでありまして、これまで1集落からの相談があったことを聞いてお
ります。現在の営農組織への強化はもとより、今後各集落で取り組みに対して
の支援につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

またIターン、Jターン、Uターン者や若者など、新規に就農しやすい環境
と支援策につきましては、小野議員の一般質問にもお答えさせていただきます
が、多気町で取り組まれる多気町新しい農業者育成研修支援事業等を参考にし
ながら、町としての支援策も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理
解をお願いし答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 廣田議員。

○2番（廣田幸照君） それでは、再質問をさせていただきますが、一昨日の
山本議員さんの質問、戸別所得補償制度は農家を守る有効な手段かと、こうい
う質問に答えまして、町長は十分とは到底言えないんだと。他の制度と組み合
わせ総合的に考えていくと答えられました。また今日の答弁でも、平成23年
度から始まります、着工は平成24年度からになるかと思いますけど、中山間
地域総合整備事業を説明いただきました。

農業基盤整備としてのパイプラインを含む用水路整備が、11地区で総延長
5120m、ほ場整備が5地区8ヘクタール、総事業費が4億円を超える事業
となります。圃場整備や小区画の水田を2枚あるいはそれ以上、まちあわせを
して、区画を大きくするものでありまして、10a当たり平均200万円程度
かかるんじゃないかと、こういうふうに担当課から知らされております。これ
には受益者負担が求められます。

ところが、その農地と農地の間に、2線引き畦畔、いわゆる畦ですね、畦が
あるわけです。これは国有地になるわけです。それは一たん払い下げを受けて、

面積を確定して、払い下げを受けて、そして農地にしなければいけないわけですね。そういうふうな測量、登記に要する費用が10a当たり20万円程度かかるんじゃないかと。5%の受益者負担が10万円、登記測量費が20万円、この費用負担は逆立ちしているわけですね。工事のほうが高く、測量がいいわけですが、そういうことで多くの申込みをされた農家が、農地所有者がまちあわせの申請を取り下げるんじゃないかなと懸念されるところであります。区画を大きくして作業能率の向上を図って、経営規模を拡大するんだという町長のあるいは町の農業行政の目論見が、大きく崩れていくことになるわけです。打開の方策をお考えおきいただきたいと思います。

次にですね、高齢化、後継者がいない点についても指摘されました。例えば老夫婦が10a、あるいは30aほどの田んぼを耕して米をつくっておりますとします。自家消費は一人あたり年間60キロと言われておるんですね。田植えや草刈り、刈り取り調整を委託しますと、10a当たり6万4000円ほどかかるわけです。トラクター作業や肥料、農薬代を加算すれば、10万円以上かかってしまうんです。そうなりますと、米をつくっておるよりも買ったほうが安いということになるんですね。

そうすると耕作放棄につながるわけですが、それでもなおかつ米をつくっていただいている。なぜかというところ荒らしておくと、他の農業の方に迷惑をかける。先祖伝来の土地なんだから、守っていかなければならんというふうな気分ですね。誰かにつくってももらえるんやったら、ただでもつくってほしいんやというふうな声も聞かれます。

担い手組織としての集落、集落でまとまって営農をする、こういうような一集落から申し出があるというような話ですが、行政がしっかり支援する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） このまちあわせ、それから水路等でこの中山間地域総

合整備事業、来年度から始まってまいります。そういうことで一つご協力をいただきたいと思うわけなんです、熊内地内でもよくそのまちあわせの畦の部分について、この登記代の負担が大変なんだということで、お話は聞かせていただいております。それらもこれらも含めながら、高額の補助事業ということで、中山間地域は国から85%出てきます。それに加えて10%の町も負担を乗せてやらしていただいておりますということで、5%が地元負担と、こういうようなことをございます。そういうことも含めて対応させていただいておりますので、そこら辺を一つご認識をいただきたいというふうに思います。

また老夫婦が多いというようなことで、その維持管理費をそしてまた機械のリースとか、いろいろなもので費用が嵩むというようなことをございます。これは私もよく認識しておりますけども、本当に買って食べたほうが本当に安いという話もよく聞くわけですね。ただおっしゃられるように、やはり害虫が発生するとかいうようなことで、やむなく営農していただいておりますというように、本当に大変なことになってきておるということも、理解ができます。しかしそのために、町としてもみのり会のように、集落的にその営農ができるような人に寄っていただいて、何とかこの水田というものを維持していかないかんやないかというふうなことで、立ち上がっていただいたものをございます。

そういうところで、そういう方たちに委託もされてやっていただいております、それなりに維持管理というのはできていくというふうなことをございます。以前ももう16、7年前になるだろうと思いますが、アンケートをとったら、30数%の農家の方が、もう土地は売りたいんや、あるいは誰かにあたってもらいたいやというようなことで、そういうお話がございました。そういうこともあって、この農作業の実務組織ということで、誕生してきたようなことなんです、そういうような形で何とか、その組織化も図りながら、維持していかないかというふうなことでやらしていただいております、やっていただいておりますということでございます。そういうような行政支援というふうなことで、対応させてきていただいております。

この町内にも幾つかそういう組織がございますけども、その組織力というのは、そんなに強くない。本当に次はどうするね、次はどうするねというような形で推移をしておるという状況です。ここら辺もしっかりとメスも入れながら、対応していかないかなと思っているところでございます。また今後ともご指導いただきますように、お願いいたしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 廣田議員。

○2番（廣田幸照君） 日本全体では米は90%壊滅するんだと、三重県では98%壊滅するんだというふうな悲観的な話が聞かれますけども、そういう悲観的なものばかりに引きずられておったんでは、前には進めないことになります。

先ほど町長が申されたように、安全安心な食糧は、どんな時代になっても、あるいは時代が進むほど消費者は求めるわけです。政府も戸別所得補償政策あるいは中山間地域直接支払い制度、あるいは農地、水、環境保全向上対策事業など、農村への支援を強めておりますけれども、それも十分ではない。農家は悲観的な考え方に、思考サイクルに陥っていると。こういうことになるわけです。農協や自治体、県これは身近な生産現場を守る、暮らしの現場を守る、強いメッセージを送る必要があります。また支援をしていただく必要があります。支援とするとすぐにこう金はないよというわけですけど、金を出さなくても知恵を出せるということがあると思うんですね。その辺ですね、いつも町長が申されるような農業者が地域住民とともに、住んでよかったと誇れる大台町の姿を10年後、15年後の姿を一つ端的にお示しいただけたらありがたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 三重県がこの度、その農業振興基本条例ですね、昨年10月でしたか、制定をしております。その時にもパブリックコメントなんかわかりませんが、会合がございまして、私も行ったことがあるんですけども、いわゆるODAでしっかり世界の中には、食糧なんかでも本当に困っ

ている地域があるんやで、そういったODAの費用も使いながら、この日本の米というものをもっともっと出していったらどうやというような話もさせていただきました。そういったような声、もっと国のほうにも上げてくれよというようなことで、県のほうに話をしたことがあったわけなんですけど、今回昨日の報道でもありましたけど、中国にやがては20万トンの米を輸出したいんだということで、農林水産大臣おっしゃってありました。そういったようなことが、徐々に道が開けてくるんだろうと思いますけども、まだ日本では880万トンぐらい、中国では1億3000万トン消費すると、こういうこと言われてます。そのうちの20万トンですんで、しれたもんなんですけども、そういうようなものも合わせながら、もうちょっと米をうまく海外へ出していく方策ということも、もっと考えられるんやないかなと思うんですね。そういったようなことで、今後も声を上げていきたいなというふうに思っております。

また何かしようと思ったら金がないんで、こう言いますけども、私はそんなに金はない金はないということは言いません。必要なものには金をあてていく、そういうことでございます。それをはっきり言っておきますが、不必要なものは金は一切出さないというところでございます。ここぐっていきますんで、そういうことで対応してまいりたいと、こう思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 廣田幸照議員の一般質問が終了しました。

○議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は、10時15分とします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。